申　渡

一　去戌年、御勝手向賄方之儀、村々一同へ
被レ成二御頼一候節、去亥年御物成引当にて
村高に割付、先納金差出候付、去暮
御収納之内より引取候村方も有レ之候処
金主太郎右衛門方へ、御勘定納不足に相成
候付、去暮之義は上納可レ仕旨被
仰渡、則上納仕候村方も有之候、然処
年々公金御借財相嵩み、上納に相引け
御収納高莫太に相減、御暮方積り高より
候付、去暮之義は上納可　仕旨被
余程不足に相成候付、右上納相済候迄は
金主方より足金を以御賄仕送りいたし候。
然処へ当暮先納金引取候ては、弥以
仕送り方不足相立、賄方御差支に
相成候間、当子年より来る午年迄
七ヶ年之間、右先納金の儀は居金
之積りに相心得可レ申、尤利足は毎暮
可レ被レ下間、此以後不手廻に不二相成一様
一同申合可二取扱一候、以上

柳生郷左衛門　印
文化元子年三月　伊東源之進　印
村井代助　印
村々
惣役人　共へ